相模原市監査委員公表第１８号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第１４項の規定により、令和８年３月２６日に実施した公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和８年１１月２５日

相模原市監査委員　岩　本　　晃

同　　橋　本　愼　一

同　　中　村　昌　治

同　　石　川　　達

１　監査の対象

（１）対象施設

相模原市立藤野やまなみ温泉

（２）指定管理者

藤野やまなみ温泉運営共同事業体

（３）市所管課

緑区役所区政策課

２　監査の実施日程

令和７年１０月３１日から令和８年３月２６日まで

３　措置に係る通知日

市長から通知があった日　令和８年１１月１１日

４　監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
【藤野やまなみ温泉運営共同事業体】 令和６年度の藤野やまなみ温泉収支報告書(以下「収支報告書」という。)を確認したところ、次のような事例が見られた。 (ア)食堂等の自主事業に係る売上原価について、商品仕入は自主事業に計上される一方で、期首棚卸額と期末棚卸高が指定管理業務に計上されていたほか、当該運営共同事業体の代表団体である株式会社牧野地域振興協議会(以下「代表団体」という。)の支出である構成団体への分配金が支払手数料として売上原価に含まれていた。 (イ)代表団体が借り入れている長期借入金の返済利息が指定管理業務の雑費として計上されていた。	令和７年１０月３１日から令和８年３月２６日にかけて実施された公の施設の指定管理者監査における指摘事項とされた各項目につきましては、緑区役所区政策課から指定管理者である藤野やまなみ温泉運営共同事業体に対し指導を行い、次のとおり改善措置を講じました。 (ア)収支報告書における食堂等の自主事業に係る売上原価について、期首棚卸額と期末棚卸高を自主事業に計上するよう修正しました。 また、構成団体への分配金について、代表団体は、藤野やまなみ温泉の指定管理の受け皿として地域で発足した団体であり、藤野やまなみ温泉の運営以外の事業を実施していな

地方自治法第２４４条の２第７項は、「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない」と規定し、相模原市指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成１７年相模原市規則第５５号）第１１条第２項は、事業報告書に「業務に係る経費の収支状況」を記載すると規定している。このため、収支報告書は相模原市立藤野やまなみ温泉の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）等で規定された内容を報告するものであるが、当該収支報告書は、本来含めるべきでない代表団体固有の経費を計上しているなど、必要な収支状況を把握することができない内容となっており、適正な事務処理を行っていたとは言い難い。 当該事案は直接的に市に損害を与えたものではないが、今後は、適正な収支状況の報告を徹底されたい。	いものとの考えから指定管理業務に計上していましたが、当該経費は代表団体の組織運営に係る経費であり、指摘のとおり本来含めるべき費用ではなかったため、収支報告書から削除しました。 （イ）代表団体が借り入れている長期借入金の返済利息は、代表団体が藤野やまなみ温泉の運営以外の事業を実施していないものとの考えから指定管理業務に計上していましたが、当該経費は代表団体の組織運営に係る経費であり、指摘のとおり本来含めるべき費用ではなかったため、収支報告書から削除しました。 今後は、指定管理業務と自主事業双方の経費を精査した上で、協定書等を遵守し適正な収支報告を行います。
【緑区役所区政策課】 指定管理者から提出された収支報告書は、本来含めるべきでない代表団体固有の経費が計上されていたことなどにより、施設の管理業務に係る経費の収支の実態を把握することができない内容であったにもかかわらず、市はそ	令和７年１０月３１日から令和８年３月２６日にかけて実施された公の施設の指定管理者監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。 本事案は、収支報告書に本来含める

のまま受領していた。 地方自治法第２４４条の２第１０項は、「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」と規定しており、協定書第１９条は、「管理業務の適正かつ確実な実施を期するため必要があると認めるときは、帳簿等及び管理業務に関する文書等その他の記録の提出を求め、検査し、又は実地調査をすることができる」と規定している。 市は、施設の設置者としてその設置目的を効果的に達成するため、協定書等に基づく管理業務が適正に行われているか点検・調査し、必要な指示を行うべき立場にある。 今後は、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況の適正な報告を求めるとともに、指定管理者に対し根拠資料等の提出を求め、指導するなど、指定管理業務の適正性の確保に努められたい。	べきでない指定管理者の代表団体固有の経費が計上されるなどしていたところ、認識不足から、指定管理者に対して必要な指示等を行わずそのまま受領していたものです。 今回の指摘を受け、令和８年３月２７日に実地調査を行い、帳簿等及び管理業務に関する文書等その他の記録を確認したほか、収支報告書に関して、施設の管理業務に係る経費の収支の実態を把握することができるよう、指定管理者に対して修正を指示し、必要な協議を行いました。 その結果、収支報告書について、食堂等の自主事業に係る売上原価の期首棚卸額と期末棚卸高を自主事業に計上し、自主事業と指定管理業務を明確に区別するとともに、指定管理者の代表団体固有の経費である構成団体への分配金や長期借入金の返済利息を削除しました。 今後は、指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況に関する報告や根拠資料等の提出を求めるとともに、必要に応じて適切に指導するなど、指定管理業務の適正性の確保に努めてまいります。